

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域災害等のリスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県の「洪水ポータルひろしま」及び福山市の「水害ハザードマップ」によると、当会が位置する神辺町においては、高屋川・箱田川・加茂川による洪水により広範囲の浸水が予測されている。さらに、高屋川・箱田川・加茂川近隣には、家屋倒壊等氾濫想定区域が存在する。

次に、神辺町内にはため池が150池ある。西日本豪雨災害においては、観測史上最大となる雨量を記録し、その後も雨が続いたため、ため池決壊の恐れがあり、ため池の近隣住民が避難したこともある。

地 域	予 測
フジグラン神辺周辺・福山北警察署・深安消防署 福山市神辺支所・神辺高等学校・神辺東中学校等	5m以上の浸水が予測されている
湯田小学校・竹尋小学校・平野地区周辺等	3m以上の浸水が予測されている
中条・御野地区等	1m以上の浸水が予測されている

■洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■福山市水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

■福山市ため池ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/norinseibi/148453.html>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び福山市の「水害ハザードマップ」によると、製造業が多く立地する神辺工業団地は、急傾斜地が多く土石流が発生するエリアがある。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>

■福山市水害（洪水・土砂災害）ハザードマップ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kikikanri/289611.html>

(地震 : J-SHIS・地震調査研究推進本部・広島県地震被害想定調査報告書)

「地震ハザードステーション J-SHIS MAP」「地震調査研究推進本部」「広島県地震被害想定調査報告書」では、当会が位置する神辺町一帯は、南海トラフ地震において震度5強以上の地震が30年間で60%～90%程度以上の確率で発生するとされている。次に、長者ヶ原-芳井断層の30年以内の地震発生率は不明であるが、発生した場合にマグニチュード7.3程度の地震が起こると予測されている。

■地震ハザードステーション J-SHIS MAP

<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>

■地震調査研究推進本部

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_chugoku-shikoku/

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

(感染症)

新型のインフルエンザは、10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得していないウイルスの出現により、全国的に急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

■内閣感染症危機管理統括庁

<https://www.caicm.go.jp/index.html>

■福山市保健予防課

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hokenyobo/>

(2) 商工業者の状況

管内の商工業者及び小規模事業者数は、平成24年と比較して増加傾向であるが、商工会員数は、減少傾向である。

①神辺町商工会地域の商工業者数・小規模事業者数

年	商工業者数	小規模事業者数
H24年	1,456	1,150
H26年	1,489	1,198
R1年	1,499	1,297
R3年	1,526	1,324
R5年	1,609	1,381
R7年	1,606	1,395
増加率(R7/H24)	110.3%	121.3%

(商工会実態調査参照)

②直近の地区別・業種別会員数

△	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食宿泊業	サービス業	その他	合計
川南	19	22	4	23	9	27	10	114
川北	10	19	1	22	7	20	8	87
上御領	6	11	0	7	2	5	1	32
下御領	5	14	2	2	3	4	4	34
平野	6	8	0	3	0	4	1	22
上竹田	2	3	0	2	0	5	2	14
下竹田	3	4	0	2	0	4	1	14
八尋/旭丘	2	7	0	3	0	2	0	14
湯野	9	7	1	9	6	17	1	50
箱田	0	3	0	0	0	1	0	4
徳田	14	6	0	16	4	18	6	64
西中条	6	4	2	6	1	8	3	30
東中条	4	3	0	2	3	3	0	15
道上	11	5	0	9	8	19	5	57
十三軒屋	0	1	0	4	0	3	1	9
十九軒屋	1	2	0	2	8	3	3	19
地区外	10	7	1	5	1	20	5	49
合計	108	126	11	117	52	163	51	628

(通常総代会資料参照 令和7年3月31日)

(3) これまでの取組

1) 福山市の取組

・地域防災計画の修正

福山市防災会議にて、毎年検討し、福山市地域防災計画を修正している。

・福山市総合防災訓練等の実施

毎年11月第4日曜日に南海トラフ地震を想定した全市一斉の総合防災訓練を実施。

・ハザードマップの作成

台風や大雨の際に、洪水や土砂災害のおそれのある区域や避難に関する情報をまとめた福山市水害ハザードマップを作成。福山市内の防災重点ため池1,066か所について、地震による決壊で浸水が想定される区域や避難場所を示したハザードマップを更新。

・災害時応援協定の締結

地震や風水害等の大規模な災害が発生した時に、応急・復旧活動を行政だけで対応することは非常に困難。このため、福山市では、災害時に迅速な応急対策活動等を実施するため、他自治体や民間事業者等と災害時応援協定を締結して、官民一体で災害に対応できる体制を構築。

・民間施設を含めた新たな避難場所の検討

市民が避難しやすい環境を整えるため、民間施設を含めて新しい緊急避難場所の推進を実施。

・ふくやま防災メール多言語配信サービス

大雨や地震などの災害時に緊急のお知らせを携帯電話やパソコンにメールで送るサービスを多言語で実施。

・災害情報ファックス通報サービス

災害時の情報伝達の多様化・多重化を図るため、聴覚に障がいのある人など、ファックスによる災害情報の受信を希望される方々を対象に文字による情報伝達を可能とするためサービスを実施。

・防災備品の備蓄

福山市では、自然災害に備え、平常時から災害対策物資（食料・毛布等）を備蓄するとともに、民間事業者等と災害時応援協定を締結し、新たな備蓄方式を導入。

・地域防災力の強化

地域の災害リスクに応じた防災活動を周知するため、毎年梅雨時期前に自主防災組織向けに「防災に関する地域説明会」を開催。また、地域防災をけん引する「福山防災リーダー」を育成。

・福山市感染症予防計画・健康危機対処計画

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、福山市感染症予防計画及び福山市健康危機対処計画を策定。

2) 神辺町商工会の取組

①第1次計画（令和3年度～令和7年度）の実績と振り返り

ア) 西日本豪雨災害を機に事業継続力強化支援計画（第1次）

西日本豪雨災害を機に事業継続力強化支援計画（第1次）を策定し、令和3年1月に認定されたが、令和2年当初に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、BCP作成支援よりもコロナ特別貸付やコロナ関連施策の支援が中心となり当計画を円滑に実施することが出来なかった。共済保険の相談会や資質向上勉強会については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和5年度以降に実施。

イ) 災害リスクの周知とメーリングリスト

会員事業者への災害リスクの周知と連絡体制構築のためのメーリングリストの作成を実施。

項目・年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
災害リスクの周知	3回	6回	2回	6回		17回
メーリングリスト	125件	148件 (23件)	172件 (24件)	206件 (34件)		206件

※カッコ内は増加分

ウ) 商工会自身の事業継続計画の修正

項目・年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
マニュアルの修正	1回	1回	0回	0回		2回
救護用品・備蓄品再確認	2回	3回	1回	1回		7回

エ) 関係団体との連携

広島県中小企業共済協同組合や損害保険会社と連携してビジネス総合保険等を提案。広島県・福山市・広島県商工会連合会が開催するBCP策定セミナーの周知も通年実施。

次に、西日本豪雨災害時には、当会駐車場に近隣住民が自動車を避難。令和5年12月に福山市神辺支所から商工会東側の駐車場を管理する契約を結んだことで、災害時の自動車避難場所が拡張された。

オ) フォローアップ

【事業継続力強化計画作成事業者数】

項目・年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
目標	5件	5件	5件	5件	5件	25件
実績	4件	3件	2件	2件		11件
達成率	80%	60%	40%	40%		44%

【フォローアップ回数】

項目・年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	計
目標	15回	15回	15回	15回	15回	75回
実績	28回	31回	74回	45回		178回
達成率	186%	206%	493%	300%		237%

カ) 当計画に係る訓練の実施

当計画期間において、毎年7月に西日本豪雨災害などの災害があったと仮定して連絡ルートの確認を福山市産業振興課と実施。令和3年度は、7月7日に発生した集中豪雨に対して、西日本豪雨災害で被災した事業所へ電話等を行い、災害状況を確認した。

キ) 当会職員の災害時対応ノウハウの実施

当会の新人職員と西日本豪雨災害で被害にあった場所や浸水する道路及び公園を巡回し、災害時の対応ノウハウ向上へ繋げた。また、当会職員にてAED利用方法や初期火災訓練等も実施。

次に、広島県や広島県商工会連合会が開催する研修会に参加し、事業継続力強化計画の策定手法を学ぶ。

II 課題

- ・西日本豪雨災害で神辺町も被災したが、事業者の防災意識は薄れている。
- ・事業継続力強化計画は、補助金の加点目的で策定及び提出する事業者が主であり、本来の防災意識向上へ繋げるための策定へ繋げることが困難である。
- ・BCPに関する集団セミナーを開催しても参加者が大変少ないため、個別支援を行い着実に計画策定へ繋げる必要がある。
- ・事業者のリスク管理へ繋げるため共済及び保険の助言が出来る経営指導員の育成が必要。
- ・新たな危機として感染症対策が必要。新型ウイルスやインフルエンザ等に対する感染拡大防止を組織内で構築する必要がある。
- ・当会の会館自体が老朽化し、雨漏りが発生した。発災時における体制を確立するためにも、当会の改修及び移動を実施する必要性がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して、自然災害や感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・商工会自体のBCPマニュアルの作成と修正を行うとともに、発災を想定した体制を構築する。
- ・発災時における連絡体制を維持するため、当会と福山市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後に、速やかに復興支援が行えるよう、また、地域内の感染症発災時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染拡大期」「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・保険会社と連携して災害発生に備えた保険制度の加入及び見直しを推進する。
- ・小規模事業者のBCP及び事業継続力強化計画の策定支援を行う。

【成果目標】

項目・年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
支援対象事業者数	9 者	9 者	9 者	9 者	9 者
BCP 事業継続力強化計画等	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

令和3年度からの実績件数を基に検討した結果、経営指導員1名につき3者を支援対象事業者とする。BCP及び事業継続力強化計画は、1年間で3件、5年間で15件の目標とする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

神辺町商工会と福山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・経営指導員の巡回時に、ハザードマップ等を活用して、事業所の立地場所の自然災害リスクやその影響を軽減するための取組（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用など）について説明を行う。
- ・商工会報、ホームページ等において、国・広島県・福山市の施策紹介、リスク対策の必要性、損害保険・傷害保険等の概要を紹介する。
- ・国・広島県・福山市が開催するBCP策定講座等を周知し、積極的に参加するよう繋げる。
- ・小規模事業者に対し、簡易なものも含む事業継続計画（BCP）の策定支援、実効性のある取組や効果的な訓練についての指導・助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家や保険会社と連携して小規模事業者向けに行政施策や損害保険制度等の紹介を行う。
- ・新型ウイルス感染症は常に発生の可能性があることから、事業者には最新かつ正確な情報の収集を促し、デマに惑わされず冷静に対応する重要性を周知する。
- ・各業種のガイドラインに基づく感染拡大防止策の周知を行うとともに、将来の感染症対策に資する支援を実施する。
- ・自然災害や感染症に備えて、各会員事業所との連絡体制を構築する。会員事業者の緊急連絡先としてメーリングリストの作成を引き続き実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和2年10月に作成した神辺町商工会BCPマニュアルは、令和4年7月に更新したが感染症対策が記載されていないため、その対策を加える。次に、当会が被災した際に、管内小規模事業者の支援が行えるよう、随時内容を更新し職員に周知する。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済協同組合及び全国商工会連合会が協定を締結している損害保険会社等に対し、専門家の派遣を依頼し、会員事業所に限らず広く一般を対象とした普及啓発セミナーや、各種保険制度の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいため、リスク対策として各種保険（生命保険・感染症特約付休業補償等）の紹介を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発用ポスターの掲示を依頼。またセミナー等の共催による連携を図る。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者が策定した事業継続力強化計画等の取組状況を確認するとともに、必要に応じてフォローアップを実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・災害が発生したと仮定して、福山市と連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施）

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。下記の手順により地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と福山市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の衛生管理、職員の手洗い・うがい・マスクの徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福山市における感染症対策本部の指示に基づき当会の対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と福山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合等には、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、10日以内を目途に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害ある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと想定する。

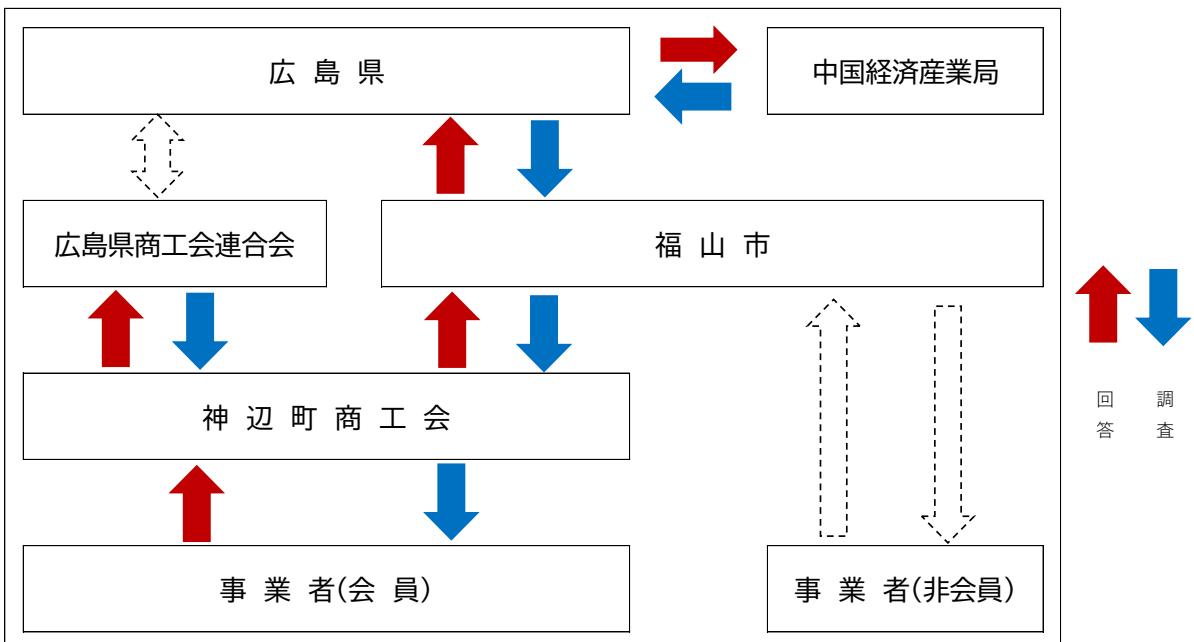
- ・本計画により、当会と福山市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に1回共有する
1か月以降	2週間に1回共有する

〈3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と福山市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、福山市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や広島県からの情報や方針に基づいて、当会と福山市が共有した情報を広島県の商工担当部署へ報告する。
- ・下記の流れで情報共有及び報告を行う。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、福山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や広島県、福山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・広島県及び福山市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や福山市、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和7年12月現在)		
<p>(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)</p> <pre>graph TD; A[神辺町商工会事務局長] --> B[神辺町商工会法定經營指導員]; C[福山市經濟産業局] --> D[福山市産業振興課]; E[福山市総務局] --> F[福山市危機管理防災課]; B <--> D; B --> G[神辺町商工会經營指導員]; G --> H[神辺町商工会經營支援員]; F <--> D;</pre> <p>連携 連絡調整 確認 連携</p>		
<p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 藤本 貴史（連絡先は後述（3）①参照）</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p>		
<p>(3) 商工会／関係市町連絡先</p> <p>①商工会 神辺町商工会 〒720-2123 広島県福山市神辺町川北 948-1 TEL (084) 963-2001 FAX (084) 963-5258 E-mail : kannabe@hint.or.jp</p> <p>②関係市町 福山市役所 産業振興課 〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 - 5 TEL (084) 928-1038 FAX (084) 928-1733 E-mail: shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp</p> <p>※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する</p>		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・専門家派遣費	110	110	110	110	110
・旅費	100	100	100	100	100
・通信費	60	60	60	60	60
・印刷製本費	110	110	110	110	110
・消耗品費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ・会費収入
- ・広島県補助金
- ・福山市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
(1) (2) (3) • • •	
連携して事業を実施する者の役割	
(1) (2) (3) • • •	
連携体制図等	
(1)	
(2)	
(3)	